

**都立特別支援学校における医療的ケア児の
保護者付添い期間の短縮化事業に関するガイドライン**

令和5年7月

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

はじめに

医療技術の進歩等を背景に、現在、都立特別支援学校に在籍する医療的ケア児は増加しています。その中には、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする医療的ケア児も含まれており、学校での医療的ケアへの対応も大きく変わっています。このような状況により、これまで以上に保護者と医療機関、教育との連携の重要性が増していると言えます。これまでも、特に就学・転学時（以下、「就学等」という。）など、児童・生徒一人一人個別の医療的ケアの内容や、体調不良時の対応方法などを引き継ぐため、一定期間、保護者に付添いを求めてまいりました。

一方、令和3年9月18日「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律」が施行され、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。」と法の基本理念が示されました。また、法の施行に伴い、令和3年9月17日に文部科学省は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」を通知し、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようすることを求めています。

都教育委員会は、令和3年度から2年間、「医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化モデル事業（以下「モデル事業」という。）」を実施し、保護者と医療機関、教育とのより緊密な連携を図り、就学等の前から健康観察等を行うなどにより、保護者付添い期間の短縮化のための検証を行いました。就学等の後の保護者付添い期間を短縮していくことは、保護者の負担軽減ばかりでなく、医療的ケア児の自立を促す上でも有効です。同様の趣旨から、令和4年11月には、「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン（改訂）」を示し、人工呼吸器に関わる保護者付添い期間の短縮化も図りました。

令和5年度から、医療的ケア児が在籍する全ての都立特別支援学校において、新入生・在校生を問わず、保護者付添い期間の短縮化を促進するために、本ガイドラインを策定しました。児童・生徒及び保護者の皆様をはじめ、医療・福祉に関わる皆様や広く都民の皆様の御理解と御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和5年7月 東京都教育委員会

目 次

I ガイドラインの目的	・・・ 4
II 経緯等	・・・ 4
III 保護者付添い期間の短縮化に係る実務	・・・ 5
(1) 保護者付添い期間の短縮化を可能とする相談の流れ	・・・ 5
(2) 区市町村教育委員会による就学相談	・・・ 6
① 事業の対象	
② 保護者に対する事業の説明	
(3) 都教育委員会による就学相談	・・・ 7
① 保護者に対する事業の説明	
② 保護者の参加同意確認	
(4) 校内実施体制の構築	・・・ 8
① 実施体制の構築	
② 健康観察に向けた情報共有	
③ 実施校（肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校）と支援校（都立肢体不自由特別支援学校）の連携	
(5) 就学前施設等における健康観察	・・・ 10
① 準備期	
○対象幼児等の就学支援ファイルの閲覧	
○訪問先施設の決定と訪問の回数	
○初回訪問日の決定	
② 開始期	
○健康観察の視点の共有	
○医療的ケアに関する保護者への説明	

- ③ 確認期
 - 実施項目以外の医療的ケアの把握
 - 保護者との面談の実施（必要に応じて）
 - 医療的ケア実施項目の確認
 - 医療的ケア指示書等書類の配付
 - 健康観察の視点

(6) 指導医検診	・・・ 14
① 校内ケース会の実施（必要に応じて）	
② 医療的ケア個別マニュアルの作成	
③ 指導医検診	
(7) 就学前後の対応	・・・ 15
① 医療的ケア保護者会の実施	
② 個人面談の実施（必要に応じて）	
(8) 転入生等の対応について	・・・ 16

IV 参考資料

- 参考資料 1 説明資料
- 参考資料 2 就学相談時説明シート
- 参考資料 3 都就学相談時説明シート
- 参考資料 4 同意書
- 参考資料 5 返送依頼
- 参考資料 6 健康観察シート

I ガイドラインの目的

本ガイドラインは、就学後等の保護者付添い期間を安全かつ適切に短縮するため、就学相談段階における学校の校内体制の構築や関係施設等との連携、健康観察の方法、就学後の対応等について実務を具体的に示し、医療的ケアに伴う保護者の付添い期間の短縮化に資することを目的とする。

なお、本ガイドラインは、都立特別支援学校小学部・中学部への就学時、中でも小学部への就学時を想定して示している。そこで、都立特別支援学校以外の学校から都立特別支援学校中学部、高等部へ進学する際や、他校からの転学の際には、本ガイドラインを状況に応じて適切に読み替え、保護者や関係機関、在籍する学校等との連携を進め、それぞれの保護者付き添い期間を短縮化する必要がある。

また、都立特別支援学校の小学部から中学部へ、中学部から高等部へのいわゆる自校進学の場合には、なお一層、保護者付き添い期間の短縮化ができるよう校内で連携することが必要である。

II 経緯等

医療的ケア児とは、経管栄養やたんの吸引など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助を必要とする幼児・児童・生徒を指す。医療的ケア児は、高度医療の進歩により、年々増加傾向にあり、厚生労働省の調べによると、令和4年は全国で2万人を超えている。

医療的ケアは本来医行為であり、医師や看護師以外は実施することができないが、社会福祉士及び介護福祉士法の改定により、特定行為の研修を受講した教職員においては、5行為の特定行為を実施することができる。

学校において、医療的ケアを安全・適切に行うためには、校長のリーダーシップのもと、管理職、教員、学校看護師（常勤看護師、主任非常勤看護師、総合非常勤看護師、非常勤看護師）、学校介護職員、医療的ケア専門員が連携することが重要であり、安全で適切な医療的ケアの実施によって、子供たちの学校生活の充実につなげることができる。

これまで都立特別支援学校では、医行為である医療的ケアを安全に実施するために、入学初日から児童の健康観察や引継ぎが終わるまでの間、保護者に付添いを依頼してきた。中には付添い期間が3か月以上にわたるケースがあり、各学校へのアンケート結果によると、長期にわたる理由として、「健康観察が不十分である。」という回答が最も多かった。このため、健康観察を就学後に開始するのではなく、就学前から行い、就学後の保護者付添い期間を短縮するという方針を立て、この方針に基づき、2年間のモデル事業を実施した。

そして、モデル事業による検証結果に基づき、就学相談における保護者の参加同意、校内体制の構築、健康観察や指導医検診の在り方等を整理し、本ガイドラインを策定・公表する。

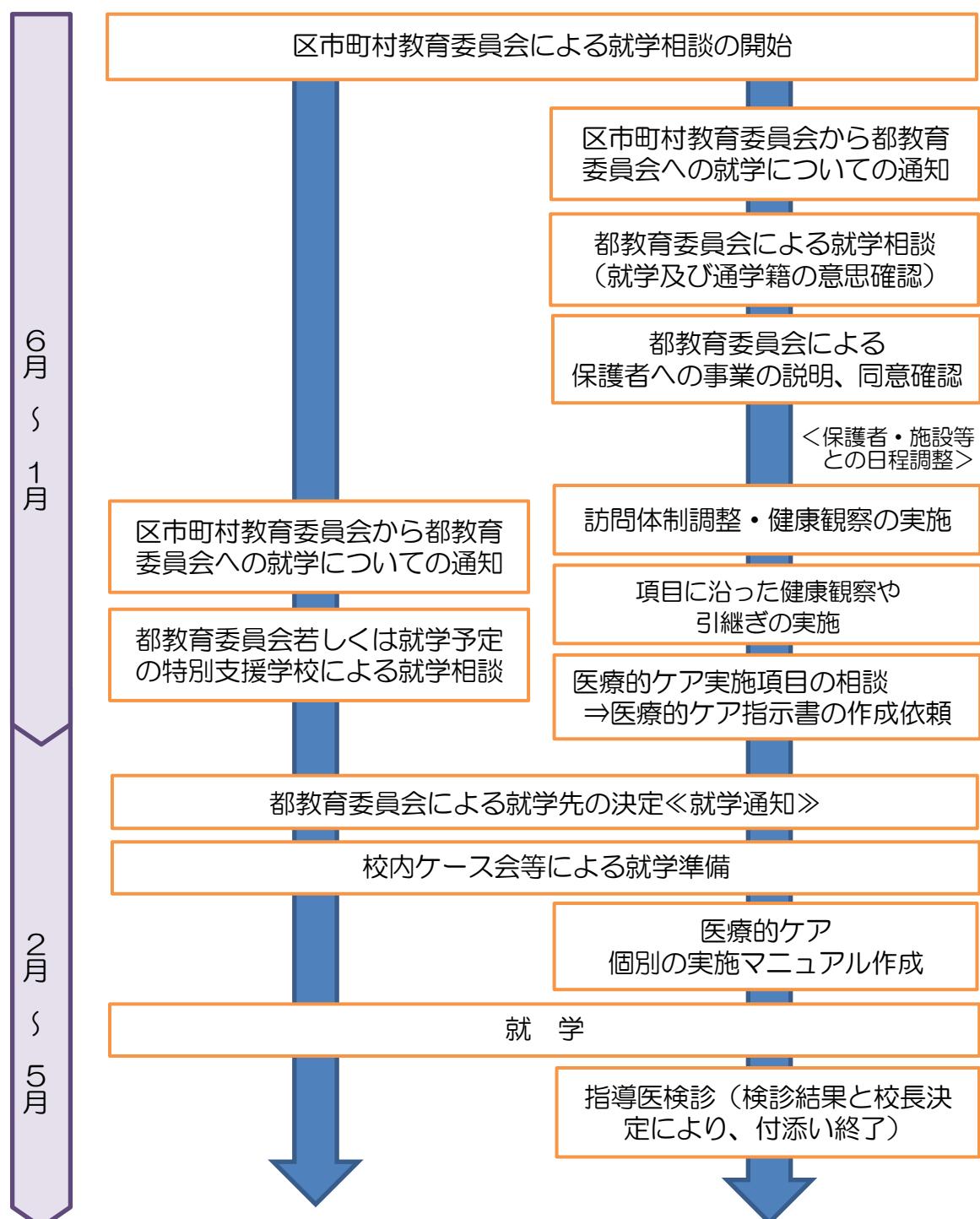
III 保護者付添い期間の短縮化に係る実務

(1) 保護者付添い期間の短縮化を可能とする相談の流れ

- ・保護者付添い短縮に係る実務については、区市町村教育委員会による就学相談から開始し、以下に示すフローチャート図のように進めていく。
- ・なお、下の図に示す各段階の順序や実施時期は、おおよその目安であり、就学相談の実施時期や健康観察に必要な期間によって、その後のスケジュールに変更が生じる可能性がある。

【一般的な相談の流れ（例）】

【短縮化を可能とする相談の流れ（例）】



(2) 区市町村教育委員会による就学相談

① 事業の対象

区市町村教育委員会が行う就学相談において、以下の3点に該当する幼児・児童・生徒（以下「幼児等」とする）とその保護者が本事業の対象となる。

- 次年度就学予定の幼児等の保護者が都立特別支援学校への就学を希望し、認定特別支援学校就学者となっている。
- 次年度就学予定の幼児等は医療的ケアが必要である。
- 次年度就学予定の幼児等が「通学籍」との意思確認ができている。

② 保護者に対する事業の説明

- ・①で示した事業の対象者に対して、説明資料（参考資料1）を配付するとともに、事業概要説明を各区市町村教育委員会が行う。なお、全ての保護者に同様の内容を伝えるため、「就学相談時説明シート」（参考資料2）を用いる。説明後は、「就学相談時説明シート」に必要事項を記入の上、就学支援ファイルに綴じ込む。

<説明内容>

- 就学相談の進め方について
- 付添い期間の短縮化事業の概要
(事業の目的、対象、参加同意の必要性、健康観察の方法について等)
- 都立特別支援学校における保護者付添いの現状について
(健康観察と医療的ケア実施に向けた引継ぎを行うまでの付添いの必要性等)
- ・区市町村教育委員会による就学相談では、事業概要説明を行うことで、保護者の一定の理解を得ることを目的とするが、参加同意の確認は行わない（事業への参加同意については、都教育委員会による就学相談時に行う。）。
- ・保護者からの質問内容は、「就学相談時説明シート」の【保護者からの質問】の欄に記録する。
- ・保護者からの質問に対する回答に検討が必要な場合には、都教育委員会に確認した上で回答するか、質問への回答を都教育委員会に引き継ぐ。

※幼児等の医療的ケアに関する個別の相談があった際には、可能な範囲で具体的な内容や頻度等について聞き取り、記録する。

(3) 都教育委員会による就学相談

① 保護者に対する事業の説明

- ・都教育委員会による就学相談で、保護者付添い期間の短縮化事業について、改めて保護者へ説明を行い、参加同意について確認する。
- ・事業の概要説明の際、全ての保護者に同様の内容を伝えるため、「都就学相談時説明シート」（参考資料3）を用いる。説明後は、「都就学相談時説明シート」の必要事項を記入の上、就学支援ファイルに綴じ込む。

＜事業説明内容＞

- 事業の目的
- 医療的ケア実施までの流れ
- 保護者に協力依頼をする内容
 - ・通園している就学前施設等への来園
 - ・医療的ケア指示書及び主治医の意見書の準備
 - ・就学予定校への来校
 - ・医療的ケア指示書等の書類の提出
 - ・健康観察時の協力
- 参加に当たっての留意点
 - ・本事業に参加した場合にあっても、付添いが長期化する可能性について
 - ・指導医検診について
 - ・就学前等施設における健康観察について
 - ・学校で実施する医療的ケアの内容の相談について
 - ・通園先までの交通費や主治医からの意見書等の文章作成の費用負担等について

② 保護者の参加同意確認

- ・全ての事業説明終了後、本事業への参加同意について、保護者に確認する。参加同意の確認が得られた場合には、同意書（参考資料4）への署名を依頼する。署名を得た同意書は、就学支援ファイルに綴じ込む。
- ・保護者から「同意書を自宅に持ち帰り、後日検討したい」等の申し出があった場合には、同意書（参考資料4）に加え、返送依頼（参考資料5）を配付する。返送先は、【特別支援教育推進室】となる。
- ・保護者の同意が得られなかった場合は、都就学相談時説明シートに同意が得られなかった旨を記載し、就学支援ファイルに綴じ込む。

(4) 校内実施体制の構築

① 実施体制の構築

- ・本事業に、保護者から参加同意が得られた幼児等の就学予定校は、就学後の健康観察や引継ぎ等に備え、校内における実施体制を構築する。
- ・校内における実施体制については、以下の例を参考に、学校等の実情に応じて実施体制を構築する。

<校内実施体制例>

担当者	担当職務	具体的な実務
校長	都教育委員会との連絡	本事業の進行に関する決定
副校長	都教育委員会との調整	就学相談の進捗に関する連絡・調整
	就学前施設等との連絡・調整	初回の連絡（進め方の確認）
	校内における関連分掌の統括	医療的ケア担当者、教育相談担当者への指導・助言
	保護者への対応	医療的ケア児の保護者との面談、学校見学等への対応
教育相談担当	区市町村教育委員会等との連携	医療的ケア児の就学に関する情報共有
医療的ケア実施担当 (看護師含む)	就学前施設等との連絡・調整	訪問日の調整、訪問時の具体的な内容の確認
	保護者との調整	訪問日の調整
	就学前施設等との連携	訪問日直近（前日・当日）の連絡
	医療的ケアに関する事項	就学予定校による医療的ケアの説明 ※就学相談に立ち合う場合あり。
		医療的ケア内容の相談
		医療的ケア指示書等の準備
		医療的ケア手続き書類の記入例の作成
		医療的ケア指示書等の受取り
	看護師の訪問日程の調整	訪問する曜日や回数の調整
	健康観察	健康観察の準備 記録の作成・共有
	指導医検診の日程調整	指導医検診の回数の概算

② 健康観察に向けた情報共有

健康観察や引継ぎにおいては、教育相談や医療的ケアの担当者以外に、養護教諭や学校看護師が連携することが重要である。また、就学予定の幼児等に関する情報だけではなく、施設訪問日や健康観察時の項目などについても、就学前施設等との連絡・相談・調整が必要となる。

③ 実施校（肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校）と支援校（都立肢体不自由特別支援学校）の連携

【実施校の実務】

- ・都教育委員会は、医療的ケアを実施する肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校を「実施校」とし、各実施校に対して、近接の都立肢体不自由特別支援学校を「支援校」に指定している。実施校には常勤看護師が配置されていないことから、実施校における安全な医療的ケアのため、実施校に配置された非常勤看護師をはじめ学校に対して、支援校の常勤看護師、主任非常勤看護師、総合非常勤看護師が中心となり、助言するなどの支援を行う。
- ・本事業においても、就学前施設等における健康観察及び引継ぎを行う際、支援校は、主に常勤看護師、主任非常勤看護師、総合非常勤看護師を派遣し、実施校に対して指導・助言を行う。
- ・今後一層、実施校と支援校の連携を円滑にするため、実施校は、校内実施体制に、支援校との連携を図る担当者を位置付けるとともに、管理職をとおして支援校に継続的な支援について依頼する。

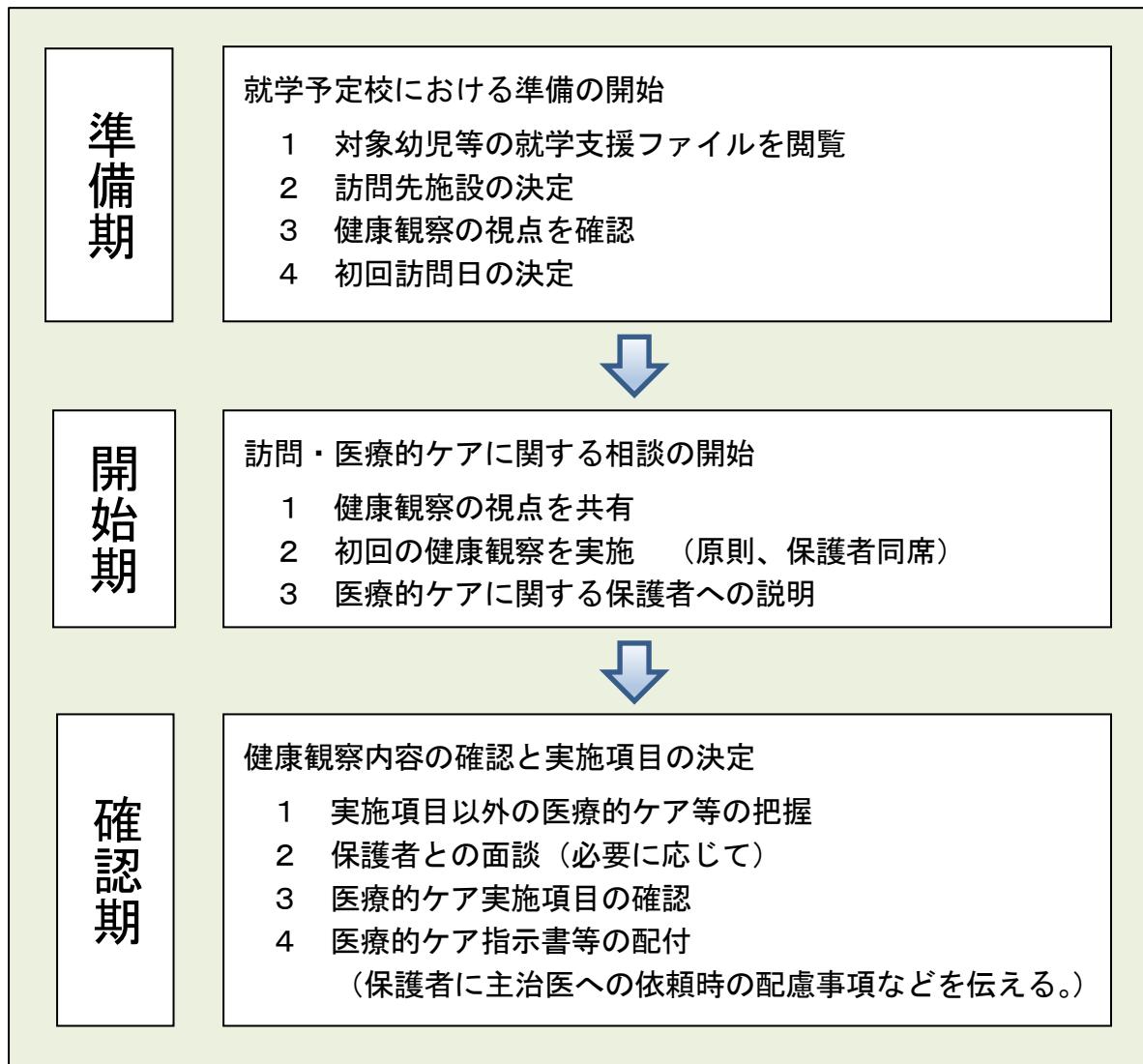
【支援校の実務】

- ・今後、実施校が就学予定の幼児等の健康観察や引継ぎを行う際、支援校に対して主に、常勤看護師、主任非常勤看護師、総合非常勤看護師の派遣依頼が想定される。実施校から依頼を受けた際には、可能な限り調整を図りながら、健康観察に同席するなど継続的な支援を実施する。

※各都立特別支援学校の支援校については、「都立学校における医療的ケア実施の手引（令和5年4月）」P17を参照すること。

(5) 就学前施設等における健康観察

- ・ 健康観察を行う際の、標準的な流れとして以下にフロー図を示す。
(フロー図に示す段階は、幼児等の実態に応じて変更することができる。)



① 準備期

(訪問先施設の決定や健康観察のポイントの確認等)

○対象幼児等の就学支援ファイルの閲覧

- ・ 学校の担当者は対象幼児等の就学支援ファイルを閲覧し、個々のケースだけではなく、区市町村教育委員会における就学相談及び都の就学相談における引継ぎ事項を確認する。
- ・ 就学相談時に保護者から寄せられた質問や意見等については、「就学相談時説明シート」(参考資料2) 及び「都就学相談時説明シート」(参考資料3) の備考欄に記載されるので確認する。

○訪問先施設の決定と訪問の回数

- ・訪問先の就学前施設等については、施設側の負担も考慮し、幼児等1名につき1施設を原則とする。
- ・幼児等によっては、複数の就学前施設等に通っている場合があるため、その場合は、以下の基準において、選定すること。

- | |
|--|
| ア 高い頻度で通園している施設
(施設就学相談の幼児等の場合は、原則、当該施設とする。) |
| イ 原則、都内に設置されている施設 |
| ウ 施設訪問に同意が得られた施設 |

- ・就学前施設等を利用していない場合は、自宅以外の場所（主に就学先の都立特別支援学校）において健康観察等を行うため、その旨を保護者に伝えること。
- ・学校で健康観察を実施する際には、来校する保護者の負担を踏まえながら、実施方法や回数を検討すること。
- ・健康観察や引継ぎに関する訪問回数については、健康観察や手技等に関する十分な引継ぎができるまでとするが、必要以上の訪問は、就学前施設等の通常業務に支障をきたすため、必要最小限の回数とすること。
- ・人工呼吸器を使用する幼児等においては、幼児等の体調把握だけではなく、人工呼吸器の管理に関する引継ぎ等を実施する必要があるため、健康観察を行う際には、時期を分けるなどの工夫を行い、一定の期間における健康観察を実施すること。
- ・実施校において、訪問先施設の決定及び訪問回数の決定をする際には、事前に支援校に相談すること。また支援校は、実施校の事情を鑑み、校内の業務に支障が出ない限り、健康観察に同席するなど実施校の支援に当たること。

○初回訪問日の決定

- ・就学前施設への訪問の回数や時期・間隔については、校内で検討したのち、就学前施設等と保護者へ連絡をする。連絡をする際には、校内であらかじめ立てた計画をもとに、2～3週間以上先の複数の候補日を挙げ調整をする。また、実施校においては、支援校にも連絡を行い、常勤看護師、主任非常勤看護師、または総合非常勤看護師の派遣について依頼すること。

○健康観察の視点

- ・健康観察については、標準的な視点をまとめた「健康観察シート」（参考資料6）を活用する。（健康観察シートに記載された内容を全て聞き取る必要はない。また、幼児等の実態に応じて、健康観察の項目を増やすことが可能である。）。

② 開始期

（就学前施設等における健康観察や手技等に関する引継ぎの実施）

○健康観察の視点の共有

- ・初回の訪問日に向けて、改めて幼児等のケースに関する情報を確認し、「健康観察シート」の健康観察項目について、医療的ケア担当教員や学校看護師を中心に確認・検討を行うこと。
- ・初回訪問時に確認する健康観察の項目については、就学前施設に事前に伝えるなどして共有化を図ること。
- ・健康観察の項目の共有に当たっては、「健康観察シート」を訪問の事前にメールで送るなどの方法が挙げられる。メールで資料を送る際は必ずファイルにパスワードをかけるなど、個人情報の取り扱いには十分に留意すること。
- ・学校から施設訪問をする人数は、施設側の負担を考慮し、1回の訪問につき2名から3名が望ましい。
また、訪問者は、主に、学校看護師（常勤看護師、主任非常勤看護師、もしくは、総合非常勤看護師）、医療的ケア担当教員、教育相談担当教員を基本とすること（校内体制によって、訪問人数や職層について変更することができる。実施校は、支援校と調整のうえ、人数の決定を行うこと。）。
- ・人工呼吸器を使用する幼児等においては、幼児等の体調把握だけではなく、季節の変化等に伴う人工呼吸器の管理に関する引継ぎ等を実施する必要があるため、健康観察を行う際には、時期を分けるなどの工夫を行い、一定の期間における健康観察を実施すること。
- ・就学前施設等に訪問する際には、当日の持ち物に加えて、健康観察時の服装について必ず確認すること。また、訪問時には、他の利用者への配慮を行うとともに、プライバシーに配慮した質疑応答の場所での実施など、事前に相談の上実施すること。
- ・就学前施設等に通っていない幼児等については、自宅以外の環境における幼児等の健康状態等を把握するため、就学予定校への来校を保護者に依頼し、健康観察を行う。また、来校の回数や健康観察の時間等については、幼児等や保護者の過度な負担にならないよう配慮を行うこと。
(就学前施設での健康観察を実施した幼児等においても、人工呼吸器の管理

など高度な医療機器の引継ぎのために、来校を依頼することは可能である。)

- ・健康観察期間の終了については、対象児ごとに必要な健康観察項目の観察や聞き取りが全て終わった時点とする。健康観察が終了したことを就学前施設等に伝えると同時に、医療的ケア指示書の配付に向けて、保護者と面談の日程を調整すること。

○医療的ケアに関する保護者への説明

- ・保護者面談では、幼児等の就学後の学校生活と医療的ケアの実施について見通しをもつことができるよう、就学予定校における学校生活や医療的ケアについて「医療的ケア個別マニュアル（フォーマット）」を見せながら説明する機会を設ける。面談だけではなく、電話やメールによる連絡も可能だが、実際の学校生活や学習の様子を見ていただくため、可能な限り来校を依頼することが望ましい。

③ 確認期 (健康観察内容の確認と実施項目の決定)

○実施項目以外の医療的ケアの把握

- ・就学前施設等の施設訪問によって、都立特別支援学校における実施項目（参考資料7）にない医療的ケアを把握した際は、必要に応じて都立学校教育部特別支援教育課医療的ケア担当への報告や実施可能な項目に代替することができるか否かの検討等を行うこと。
- ・実施の判断に検討が必要なケースについては、都立学校教育部特別支援教育課医療的ケア担当に相談すること。

○保護者との面談の実施（必要に応じて）

- ・保護者に来校を依頼し、就学前施設等で実施した健康観察の内容や引き継いだ手技等の確認を行う。面談の内容を以下に示す。
(電話やメールによる連絡も可能だが、保護者の負担を考慮しながらも来校による面談の実施が望ましい。)

〈面談の内容〉

- ・健康観察の報告（「健康観察シート」）
- ・就学予定校で実施する医療的ケアの項目（又は代替について）
- ・手技の確認
- ・緊急時の対応
- ・質問等

- ・面談の回数については、保護者との引継ぎや合意形成の進捗具合を勘案しながら、適宜設定すること。

○医療的ケア実施項目の確認

- ・都立特別支援学校における医療的ケア実施項目（参照資料7）と照らし合わせながら、児童等の就学後における医療的ケアの実施項目を確認すること。
- ・実施項目に加えて、実施の回数やタイミングについても確認を行う。回数が極端に多い場合や、タイミングが学校生活の実情においてそぐわない場合（例：昼の注入を午前11時に実施している等）は、実施時間の変更が可能か保護者に相談すること。
また、変更する際については主治医への確認が必要な場合がある。変更の相談については、児童等の健康保持に影響がない場合に限られるので留意すること。

○医療的ケア指示書等書類の配付

- ・都立特別支援学校に医師は常駐していないため、医療的ケア実施の判断と手技は、「医療的ケア実施申請書」（様式I）及び「医療的ケア指示書」（都1－1）の記載内容が根拠となる。「どのような状況時に、何を、どのように実施するのか、また実施後の経過観察の視点」についてもできるだけ具体的な指示が記載されている必要がある。
- ・面談を通して、保護者に「医療的ケア指示書（都1－1）」の書き方について伝えることで、スムーズに医療的ケア指示書の作成ができるようとする。また、面談を実施する際には、常勤看護師や非常勤看護師にも同席を依頼し、「医療的ケア指示書（都1－1）」の書き方に関する指導・助言を求める事。
- ・「医療的ケア指示書」の受領方法については、面談時に確認し、確実に受領できるようにすること。（例：記録が残る郵便による受領）

（6）指導医検診

① 校内ケース会の実施（必要に応じて）

- ・児童等のケースに応じて、校内のケース会を実施し、就学後の生活を想定した必要物品や、通学手段の確認、緊急時の対応などを行う。通学手段の確保、特に専用通学車両の利用については、車両や学校看護師の確保も必要なため、都立学校教育部特別支援教育課と連携を図ること。

② 医療的ケア個別マニュアルの作成

- ・保護者から提出された「医療的ケア実施申請書（様式Ⅰ）」及び主治医作成による「医療的ケア指示書（都1-1）」をもとに、医療的ケア個別マニュアルを作成する。作成にあたっては、「都立学校における医療的ケア実施の手引き（改訂）」を参照すること。

③ 指導医検診の実施

- ・保護者から提出された「医療的ケア実施申請書（様式Ⅰ）」及び「医療的ケア指示書（都1-1）」をもとに、指導医検診の日程を調整する。（年間の指導医検診の回数に上限はない。）
- ・指導医検診後から、校内で医療的ケアを実施するまでの流れについては、「都立学校における医療的ケア実施指針」及び「都立学校における医療的ケア実施の手引（改訂）」を参照すること。
- ・人工呼吸器を使用する幼児等においては、主治医、指導医の指導・助言を受けながら幼児等の実態を十分に把握したうえで、個別に移行計画を立案すること。また、移行計画については、保護者と共有し、人工呼吸器管理が実施されるまでの付添いの見通しについて丁寧に説明すること。
- ・移行計画は、幼児等の就学後の登校実績や体調等の理由により変更の可能性があることを合わせて伝えること。（移行計画に関する詳細については、「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン（改訂）」を参照すること）
- ・人工呼吸器を使用する幼児等においては、就学前施設での登校実績や、指導医検診時の体調を踏まえ、就学後の健康観察期間について、指導医より必ず助言を得ること。

（7）就学前後の対応

① 医療的ケア保護者会の実施

- ・入学前に実施する説明会や年度初めに実施する医療的ケア保護者会において、学校における医療的ケアの概要について、保護者に丁寧に説明すること。
- ・幼児等の就学後、校内における健康観察や手技の引継ぎ等の期間において、保護者に付添いを依頼する場合がある。その際には、付添いの理由や引継ぎが終わるまでの見通しについて、保護者に丁寧に説明を行い、協力を求めるこ。また、同じ医療的ケア実施内容であっても、登校実績や体調、引継ぎ

の進捗具合により付添いの期間が異なることをあらかじめ周知すること。

② 個別面談の実施（必要に応じて）

- ・個々の医療的ケアの実施に関する状況報告や検討課題（特に付添い期間に関する事項等）を保護者に伝える際には、事前に、校内の医療的ケア安全委員会などの開催し、管理職・担任・養護教諭・学校看護師等で十分に共通理解を図った後に、保護者へ伝えること。
- ・人工呼吸器を含め、個別性の高い医療的ケアに関する対応を協議する際は、幼児等の主治医や学校医や指導医に相談し、助言を得ること。
- ・在校生においても、保護者の付添いが継続しているケースについては、個人面談等を行い、今後の見通しについて共通理解を図ること。また、校内における安全な医療的ケアの実施に向けて、必要な準備を計画的に進めること。

（8）転入生等の対応について

- ・転入生等についても、同様に、転学相談の時に本事業について保護者に説明すること。
- ・訪問籍から通学籍に措置変更を希望する幼児等についても、都教育委員会の転入学等相談は実施しないが、管理職の確認のもと、本事業について説明すること。本校のスクリーリングの時に、健康観察等を行っていく。